

(4) 田子湾～大瀬崎ゾーン

田子湾～大瀬崎ゾーンの現況特性

防護面

- ・激しい冬季風浪
- ・崖に囲まれた狭い低地に集落・砂浜が点



安良里漁港海岸



井田漁港海岸



安良里海岸

環境面

- ・夕日の映える黄金崎、御浜等の海岸景観
- ・全域が富士箱根伊豆国立公園
- ・ハマボウ群落、イヌマキ自生地



黄金崎



恋人岬からの眺望

利用面

- ・切立った崖 殆んど海岸線には近づけない
- ・碧の丘や煌めきの丘等のビューポイント
- ・夕景を望む絶好の場所
- ・井田等ダイビングのメッカがある
- ・田子、安良里、戸田は遠洋・近海漁業基地
- ・宇久須港、土肥港の港湾利用・人工ビーチ
- ・唯一の海岸キャンプ場



黒根・浜海岸(土肥港海岸小土肥地区)



ダイビング(伊豆市)



土肥港(伊豆市松原公園)

田子湾～大瀬崎の海岸保全の方向

～夕日の映える海岸景観の保全と
ふれあいの海辺づくり～



戸田御浜



恋人岬

田子湾～大瀬崎ゾーンの海岸保全方針

防護面

- 点在する些少な低地における越波・津波対策の充実
- 砂浜の維持・回復

- 崖に囲まれた狭い低地に密集した集落が点在しており、背後地が急峻な地形であることから、越波・浸水対策施設を整備する。
- 来襲が予想される津波に対し、海岸保全施設を整備するとともに利用特性等を踏まえ、市町等と連携し情報施設の整備などのソフト対策を組合わせた総合的な津波防災を推進する。
- 侵食が進行している海岸では、養浜を主体とし、必要に応じて漂砂制御施設を整備し、砂浜の維持・回復を図る。

環境面

- 自然豊かな海辺を活用した 海岸愛護思想の啓発
- 海岸保全施設整備における景観への配慮

- 出入りの在る崖がつづく勇壮な景観が特徴的であり、また、美しい弧を描く砂浜もあることから、海岸保全施設の整備にあたっては、夕日の映える自然の海岸景観の保全に配慮する。
- 海域には藻場が繁茂し、海岸にはハマボウやイヌマキの群生地等海岸植物が生息していることから、海岸の自然環境やその重要性を啓発する看板の設置や動植物の生育・生息環境の保全・再生のためのルールづくりに取り組む。
- 海岸保全施設の整備においては、残された自然環境や周辺の観光施設などと調和したデザインを検討するなど地域の海岸景観に配慮した整備を推進する。

利用面

- 浅海域における漁業活動への配慮
- 海岸へのアクセスの向上と憩いの場の確保

- 夕日が映える海岸景観は、貴重な観光資源ともなることから、夕日を望む憩いの場を整備するほか、ブルーツーリズムなど新たな観光利用の促進に資する整備を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、磯根漁業(サザエ、アワビ、ウニ、イセエビ等)に配慮する。

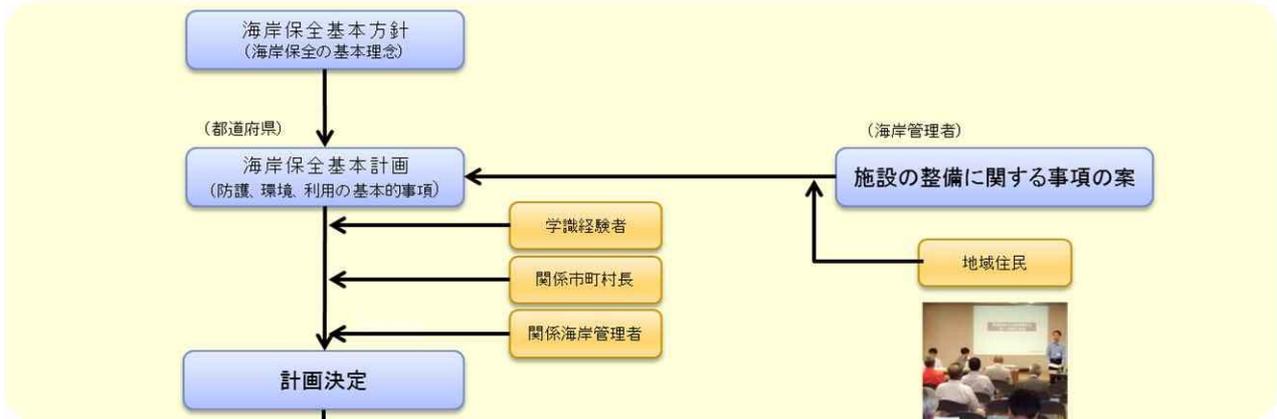
第4章 計画推進に向けた配慮事項

4.1 地域の実情に配慮した施設整備

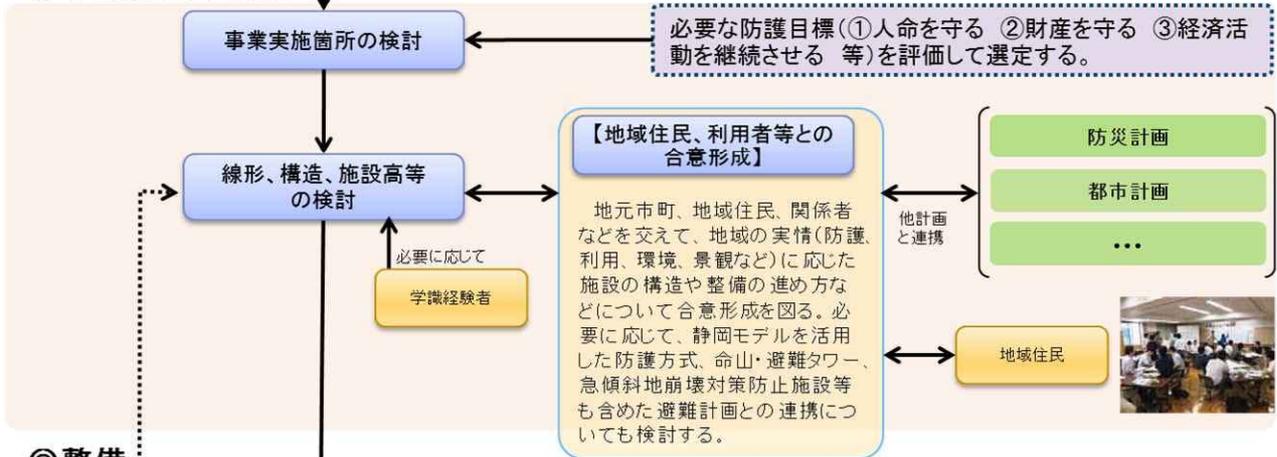
今後の海岸保全施設の整備にあたっては、関係機関及び地域住民等と協議しながら、それぞれの地域の地形やまちづくりの方向性等様々な要素を総合的に考慮し、地域における合意形成を十分に行っていくことが重要である。

以下に示すとおり、基本計画の策定から施設整備に至る各段階において、地域住民の意見交換を実施するとともに、市町が策定する防災・減災対策や地域の環境・利用状況と整合をとった施設整備に努めるものとする。

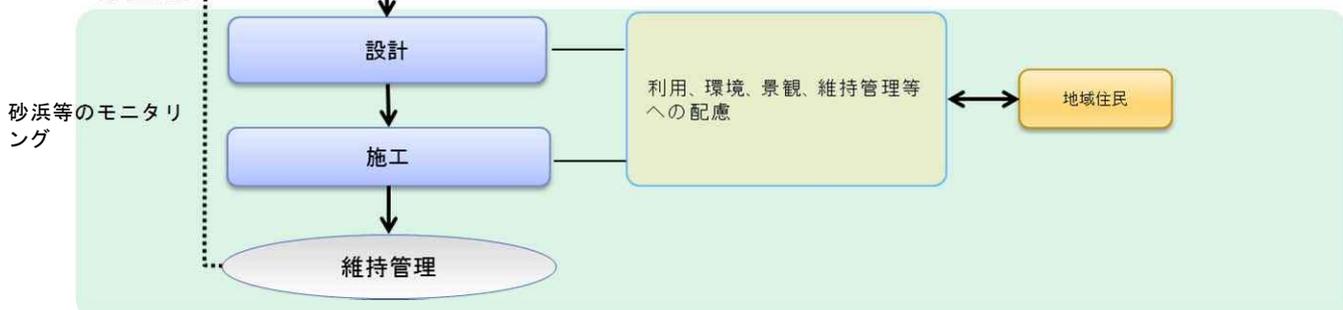
◎基本計画の策定



◎事業計画の策定



◎整備



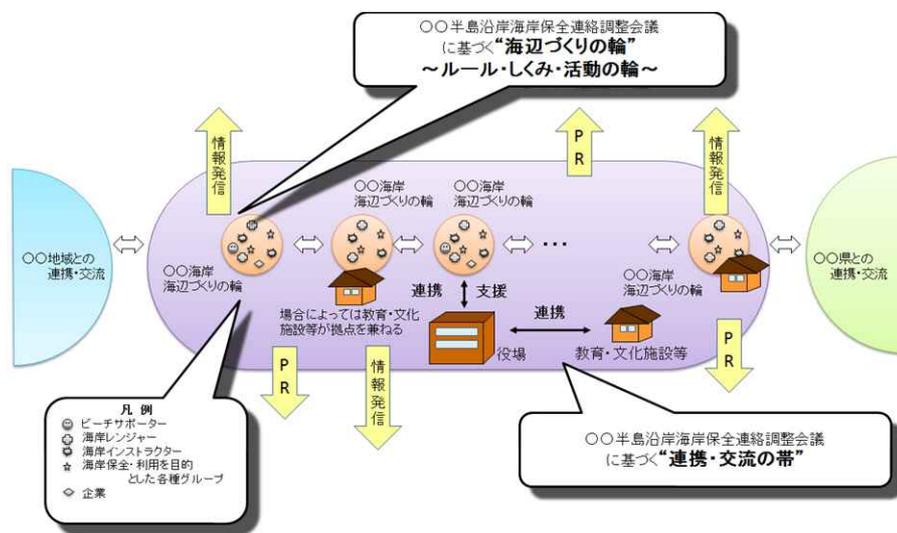
留意点①：景観の配慮については、十分な配慮が求められていることを踏まえ、海岸保全施設の景観・デザインのみならず、周辺の景観や環境との調和や地域の個性などを、それぞれの地域特性に応じて図る。連続的な構造物における高さの変化点についても、周辺の地形や景観に馴染む擦り付け等を行う。このためには、必要に応じて学識経験者、有識者等の指導・助言を受けたり、「河川・海岸構造物の復旧における景観配慮の手引き（H23.11国土交通省）」、「海岸景観形成ガイドライン（H18.1国土交通省、農林水産省）」、「ふじのくにに色彩・デザイン指針（H23.12静岡県）」などを活用する。

留意点②：維持管理への配慮については、施設を設計する段階から、地域住民等の利用や維持管理への参画の視点及び長寿命化の視点も加えて、構造や材料等を選定する。

4.2 市町・民間団体等との連携の強化

海岸における自然環境や人々の利用は多種多様であることから、海岸管理者をはじめとして、沿岸市町、地域住民、各種団体など、海岸に関わるすべての関係者が、協働・連携・分担して、総合的な見地から対処していくものとする。

また、本基本計画書をはじめ、その他海岸に関する情報について、地域住民や海岸利用者がわかりやすいように、パンフレット、広報誌及びホームページ等を通じて情報提供や共有に努めていくものとする。



海辺づくりの輪と広域的なネットワークづくりのイメージ

資料：前回海岸保全基本計画

4.3 社会情勢の変化への対応

本計画策定後において、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容を再整理し、適宜、見直すこととする。そのためにも、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努めていくものとする。

また、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合においても、計画の基本的事項に基づいて適宜、対応していくこととする。

さらには、今後、新たな研究成果や検討結果が公表された際にはそれら最新の知見を踏まえた施設整備となるよう弾力的な事業の実施・運用を行うこととする。

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

第1章 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

1.1 整備の基本方針

これからの海岸保全施設の整備については、防護水準等の保全に関する基本的な事項を踏まえ、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的な事項について海岸保全施設を整備しようとする区域と区域毎の整備内容を定める。

ここに示す整備内容は、代表堤防高など一定の基準に基づいて算出されたものであり、今後の施設整備にあたっては地域住民と合意形成を図った上で、減災効果や海岸の利用・環境・景観・経済性・維持管理等を総合的に検討し、河川管理者や港湾及び漁港の利用者等、関係機関と協議した上で、位置や構造、施設高等を決定していく。

なお、整備内容、整備図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

<整備内容、整備図で示す事項>

1. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域(整備対象区域)は、「第2章 2.2. 海岸保全の目標」で定めた内容について、海岸保全施設の高さが不足している、砂浜が侵食している等、海岸保全施設整備の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した整備対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。なお、施設種類に関しては現時点での想定であり、対策工の検討の結果により変更になる場合もある。

3. 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

受益の地域とは、海岸保全施設が整備されない場合に、整備対象区域背後の施設や土地に対して被害の発生が想定される地域である。

海岸保全施設の整備によって海岸侵食や高潮等の海岸災害から防護される地域及びその地域の土地利用の状況について前項の表に併せて整理した。

備考

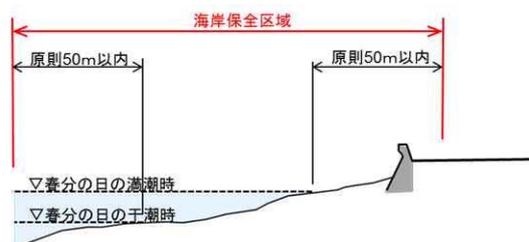
・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所での堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50cm単位で表示)

・「海岸保全区域」の考え方



1. 2 整備内容

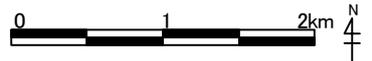
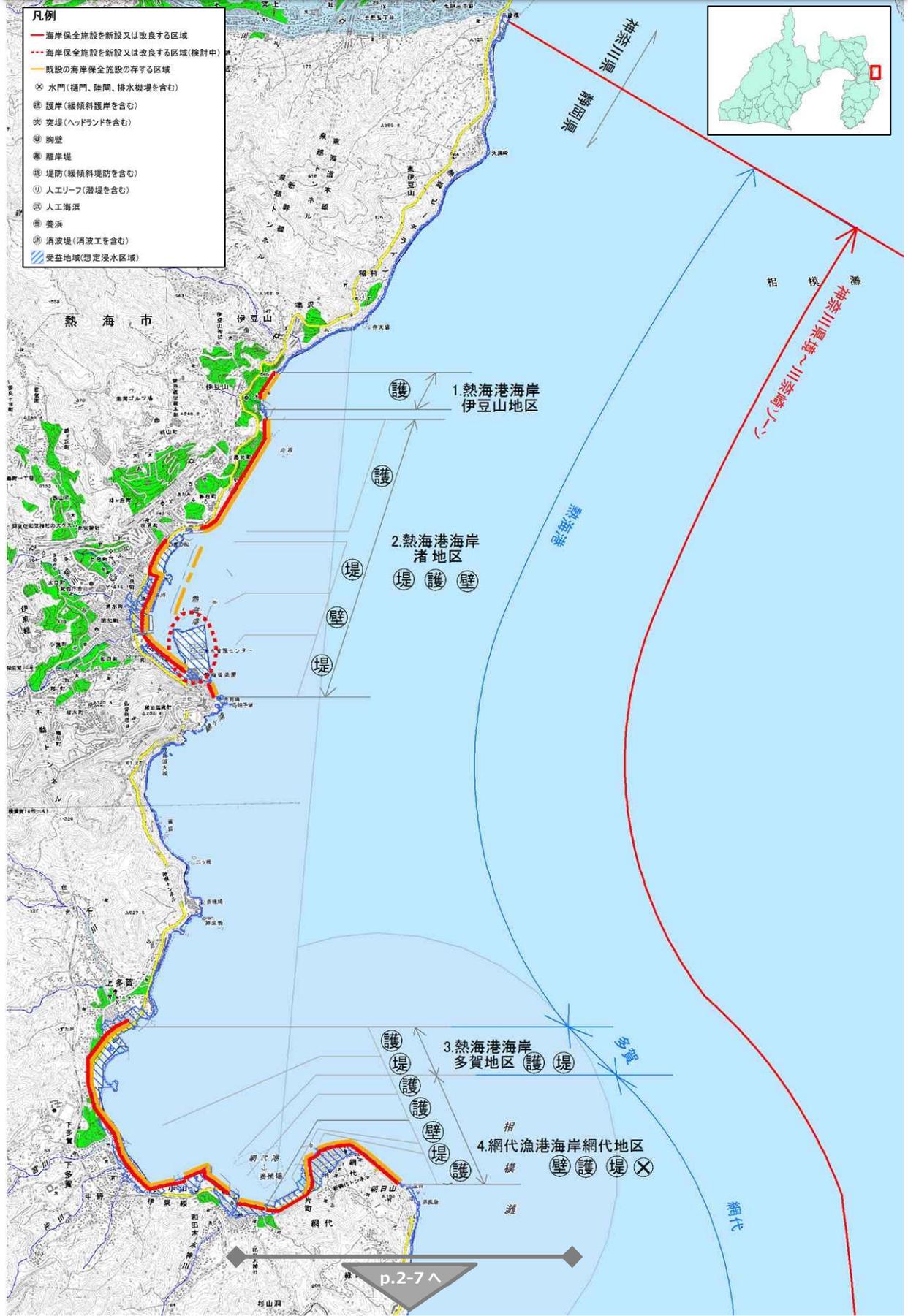
ゾーン	地域海岸名	配置				種類	受益地域			備考	
		区域		規模			地域	状況			
		番号	海岸名	地区名	延長(m)				代表堤防高(m) (T.P、50cm単位)		
神奈川県境 ～川奈崎	熱海港	1	熱海港海岸	伊豆山	310	9.0	護岸	熱海市	伊豆山	有料道路	高潮
		2	熱海港海岸	渚	3,110	7.0 ~ 8.5	護岸、堤防、胸壁	熱海市	渚	住宅地(密集) 商業・業務用地	高潮、津波
	多賀	3	熱海港海岸	多賀	2,800	7.0 ~ 9.0	護岸、堤防	熱海市	多賀	山林・荒地等 住宅地(密集)	津波
	網代	4	網代漁港海岸	網代	1,440	6.0 ~ 8.0	堤防、胸壁、陸閘	熱海市	網代	山林・荒地等 住宅地(密集) 漁村(過密)	津波、高潮
	初島	5	初島漁港海岸	初島	470	7.0 ~ 8.0	護岸、陸閘	熱海市	初島	山林・荒地等 商業業務用地	高潮、津波
	宇佐美	6	宇佐美漁港海岸	宇佐美	2,820	9.0 ~ 12.0	護岸、胸壁、堤防	伊東市	宇佐美	山林・荒地等 住宅地(密集) 公園・緑地・商業地・道路等	津波
	伊東港	7	伊東港海岸	湯川・松原	3,510	7.5	護岸、胸壁	伊東市	湯川・松原	住宅地(密集) 商業・業務用地 公園・緑地等	津波
		8	伊東港海岸	新井	1,580	7.5	護岸、堤防	伊東市	新井	住宅地(密集) 商業・業務用地	津波
	川奈	9	伊東港海岸	川奈	1,900	5.5 ~ 6.5	護岸、胸壁	伊東市	川奈	山林・荒地等	津波
川奈崎 ～爪木崎	富戸大川	10	八幡野漁港海岸	八幡野	220	9.5	堤防、胸壁	伊東市	八幡野	山林・荒地等 住宅地(密集)	高潮
		11	赤沢漁港海岸	赤沢	130	6.5	護岸	伊東市	赤沢	住宅地(点在) 漁港	津波
		12	大川漁港海岸	大川	—	—	—	東伊豆町	大川	道路 住宅地(点在)	津波
	稲取河津	13	北川漁港海岸	北川	550	8.0	護岸、陸閘	東伊豆町	北川	道路 商業・業務用地	高潮
		14	東伊豆海岸	熱川・高磯	1,560	7.0 ~ 8.5	護岸	東伊豆町	熱川・高磯	商業・業務用地	高潮、津波
		15	片瀬漁港海岸	片瀬	840	7.5	護岸、陸閘	東伊豆町	片瀬	山林・荒地等 住宅地(密集) 商業・業務用地	高潮
		16	白田漁港海岸	白田	290	7.0 ~ 7.5	護岸、胸壁、陸閘	東伊豆町	白田	住宅地(密集)	高潮
		17	稲取漁港海岸	新田	650	5.5 ~ 6.5	護岸、胸壁	東伊豆町	新田	山林・荒地等 道路	高潮、津波
		18	稲取漁港海岸	材木田	610	5.5 ~ 7.0	胸壁	東伊豆町	材木田	住宅地(密集)	津波
		19	稲取漁港海岸	東	340	6.5 ~ 8.0	護岸、堤防、陸閘	東伊豆町	東	道路	高潮
		20	稲取漁港海岸	志津摩	670	6.5	護岸、堤防、陸閘	東伊豆町	志津摩	農地 商業・業務用地 道路	高潮
		21	下河津漁港海岸	見高・浜・谷	2,060	5.5	護岸	河津町	三高・浜・谷津	農地、住宅	津波
		22	白浜漁港海岸	白浜	検討中	5.5	検討中	下田市	白浜	住宅	津波
外浦	23	外浦漁港海岸	外浦	370	6.0	護岸	下田市	外浦	住宅地(密集)	津波	

ゾーン	地域海岸名	配置					種類	受益地域			備考
		区域			規模			地域	状況		
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	代表堤防高(m) (T.P、50cm単位)					
爪木崎 ～田子湾	須崎	24	須崎漁港海岸	須崎	1,170	8.0	護岸	下田市	須崎	住宅地(密集)	津波
	下田	25	下田港海岸	柿崎	1,670	4.0	堤防、護岸	下田市	柿崎	住宅地(密集)	津波
		26	下田港海岸	武方浜	380	4.0	堤防	下田市	武方浜	住宅地(密集)	津波
		27	下田港海岸	大浦	970	11.0	堤防	下田市	大浦	山林・荒地等 住宅地 (密集) 公園・緑地等	津波
	吉佐美	28	吉佐美漁港海岸	多々戸、入田	820	13.5	護岸	下田市	多々戸、入田	山林・荒地等 住宅地 (点在)	津波
		29	吉佐美海岸	前磯、喜背谷	検討中	13.5	堤防	下田市	前磯、喜背谷	住宅地(点在)	津波
	田牛	30	田牛漁港海岸	田牛	440	11.0	護岸	下田市	田牛	住宅地(密集)	津波
	手石	31	手石港海岸	湊・手石	1,040	8.0 ~ 8.5	堤防	南伊豆町	湊・手石	住宅地(点在)	津波
	下流	32	小稲漁港海岸	小稲	340	7.0	堤防	南伊豆町	小稲	住宅地(密集)	津波
		33	下流漁港海岸	下流	710	9.0	護岸、陸閘	南伊豆町	下流	住宅地(密集)	津波
		34	大瀬漁港海岸	大瀬	500	9.0	護岸	南伊豆町	大瀬	住宅地(点在)、公共施設	津波
	石廊崎	35	石廊崎漁港海岸	本瀬	—	—	—	南伊豆町	本瀬	住宅地(点在)	津波
	三坂	36	三坂漁港海岸	中木	280	12.5	護岸、胸壁、陸閘	南伊豆町	中木	住宅地(密集)、道路、船揚場	津波
		37	三坂漁港海岸	入間	380	12.5	護岸	南伊豆町	入間	住宅地(密集)	津波
	南伊豆吉田	38	南伊豆海岸	吉田	270	12.0	堤防、水門	南伊豆町	吉田	農地・山林・荒地等 住宅地(点在)	津波
	妻良	39	妻良漁港海岸	妻良	180	6.0	護岸、陸閘	南伊豆町	妻良	住宅地(密集)	津波
		40	妻良漁港海岸	子浦	490	6.0	護岸、胸壁、水門、陸閘	南伊豆町	子浦	住宅地(密集)	津波
		41	伊浜漁港海岸	落居	540	16.0	護岸	南伊豆町	落居	山林・荒地等 住宅地 (密集)	津波
		42	伊浜漁港海岸	伊浜	1,320	16.0	護岸	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等 農地、住宅地(点在)	津波
		43	伊浜海岸	伊浜	660	16.0	堤防、水門	南伊豆町	伊浜	山林・荒地等	津波
	雲見	44	雲見漁港海岸	雲見	220	10.0	堤防、水門	松崎町	雲見	住宅地(密集)	津波
	石部	45	石部漁港海岸	石部	330	12.5	護岸、水門、陸閘	松崎町	石部	住宅地(密集)	津波
	岩地	46	岩地漁港海岸	岩地	660	14.0	堤防、陸閘	松崎町	岩地	住宅地(密集)	津波
	松崎	47	松崎港海岸	松崎	720	11.0	堤防、胸壁、水門、陸閘	松崎町	松崎	住宅地(密集) 商業・業務用地	津波
		48	仁科漁港海岸	大浜	580	11.0	護岸、水門、陸閘	西伊豆町	大浜	住宅地(密集)	津波
		49	仁科漁港海岸	安城	50	11.0	護岸	西伊豆町	安城	道路 住宅地(点在)	津波
		50	仁科漁港海岸	浜	560	8.0	護岸、水門、陸閘、堤防	西伊豆町	浜	住宅地(密集) 商業・業務用地	津波
		51	仁科漁港海岸	鍛冶屋浜	110	8.0	護岸	西伊豆町	鍛冶屋浜	斜路	津波
		52	仁科漁港海岸	乗浜	370	8.0	護岸	西伊豆町	乗浜	商業・業務用地	津波
	田子	53	田子漁港海岸	本宮	—	—	—	西伊豆町	本宮	道路 住宅地(点在)	津波
		54	田子漁港海岸	井田子	550	7.5	護岸、水門、陸閘	西伊豆町	井田子	住宅地(密集) 商業・業務用地	津波
		55	田子漁港海岸	大田子	670	7.5	護岸、水門、陸閘	西伊豆町	大田子	住宅地(密集)	津波

ゾーン	地域海岸名	配置					種類	受益地域			備考
		区域			規模			地域	状況		
		番号	海岸名	地区名	延長(m)	代表堤防高(m) (T.P.、50cm単位)					
田子湾 ~大瀬崎	安良里	56	安良里漁港海岸	網屋崎	440	9.0	護岸	西伊豆町	網屋崎	住宅地(密集)	津波
		57	安良里漁港海岸	浜川・浦上	640	5.5	胸壁、護岸、水門、陸開	西伊豆町	浜川・浦上	住宅地(密集)	津波
		58	安良里漁港海岸	坂本	470	9.0	堤防、水門、陸開	西伊豆町	坂本	住宅地(密集)	津波
	宇久須	59	宇久須港海岸	宇久須	1,020	8.5	堤防、胸壁、水門、陸開	西伊豆町	宇久須	住宅地(密集)	津波
		60	宇久須港海岸	深田	530	8.5	護岸	西伊豆町	深田	公園・緑地等	津波
	八木沢 小下田	61	小下田漁港海岸	米崎	110	7.5	護岸、陸開	伊豆市	米崎	山林・荒地等 住宅地(点在)	津波
		62	小下田漁港海岸	清藤	370	7.5	護岸、陸開	伊豆市	清藤	農地 住宅地(点在)	津波
		63	八木沢漁港海岸	西浜	690	7.5	護岸、胸壁、陸開	伊豆市	西浜	住宅地(密集)	津波
		64	八木沢漁港海岸	八木沢	60	7.5	胸壁、陸開	伊豆市	八木沢	住宅地(密集)	津波
		65	八木沢漁港海岸	小池	680	7.5	護岸、胸壁、陸開	伊豆市	小池	山林・荒地等 道路 住宅地(密集)	津波
	土肥	66	土肥港海岸	屋形	930	9.0	堤防、護岸、水門、陸開	伊豆市	屋形	住宅地(密集) 商業・業務用地	津波
		67	土肥港海岸	大藪	520	9.0	堤防、胸壁、陸開	伊豆市	大藪	住宅地(密集)	津波
		68	土肥港海岸	小土肥	460	9.0	堤防、水門、陸開	伊豆市	小土肥	農地 住宅地(点在)	津波
	戸田	69	戸田漁港海岸	御浜	1,580	5.5 ~ 6.0	堤防	沼津市	御浜	公園・緑地等	津波
		70	戸田漁港海岸	大浦	1,760	5.5	胸壁、陸開	沼津市	大浦	山林・荒地等 住宅地(点在)	津波
		71	戸田漁港海岸	中島	530	5.5	胸壁、陸開	沼津市	中島	住宅地(密集)	津波
		72	戸田漁港海岸	沢海	920	5.5	堤防	沼津市	沢海	住宅地(点在)	津波
		73	井田漁港海岸	井田	730	6.0	堤防、護岸	沼津市	井田	農地 住宅地(点在)	津波

1.3 整備図

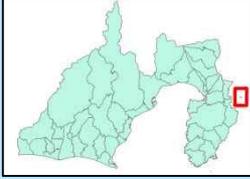
伊豆半島沿岸 整備図 (神奈川県境～川崎ゾーン：海岸 No1～4)



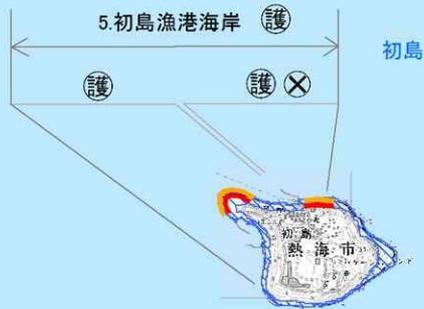
伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No5)

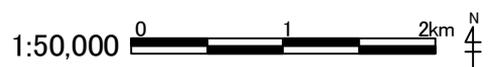
2/13



- 凡例
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊙ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊗ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊙ 胸壁
 - ⊙ 離岸堤
 - ⊙ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊙ 人工海浜
 - ⊙ 養浜
 - ① 消波堤(消波工を含む)
 - ⊙ 受益地域(想定浸水区域)



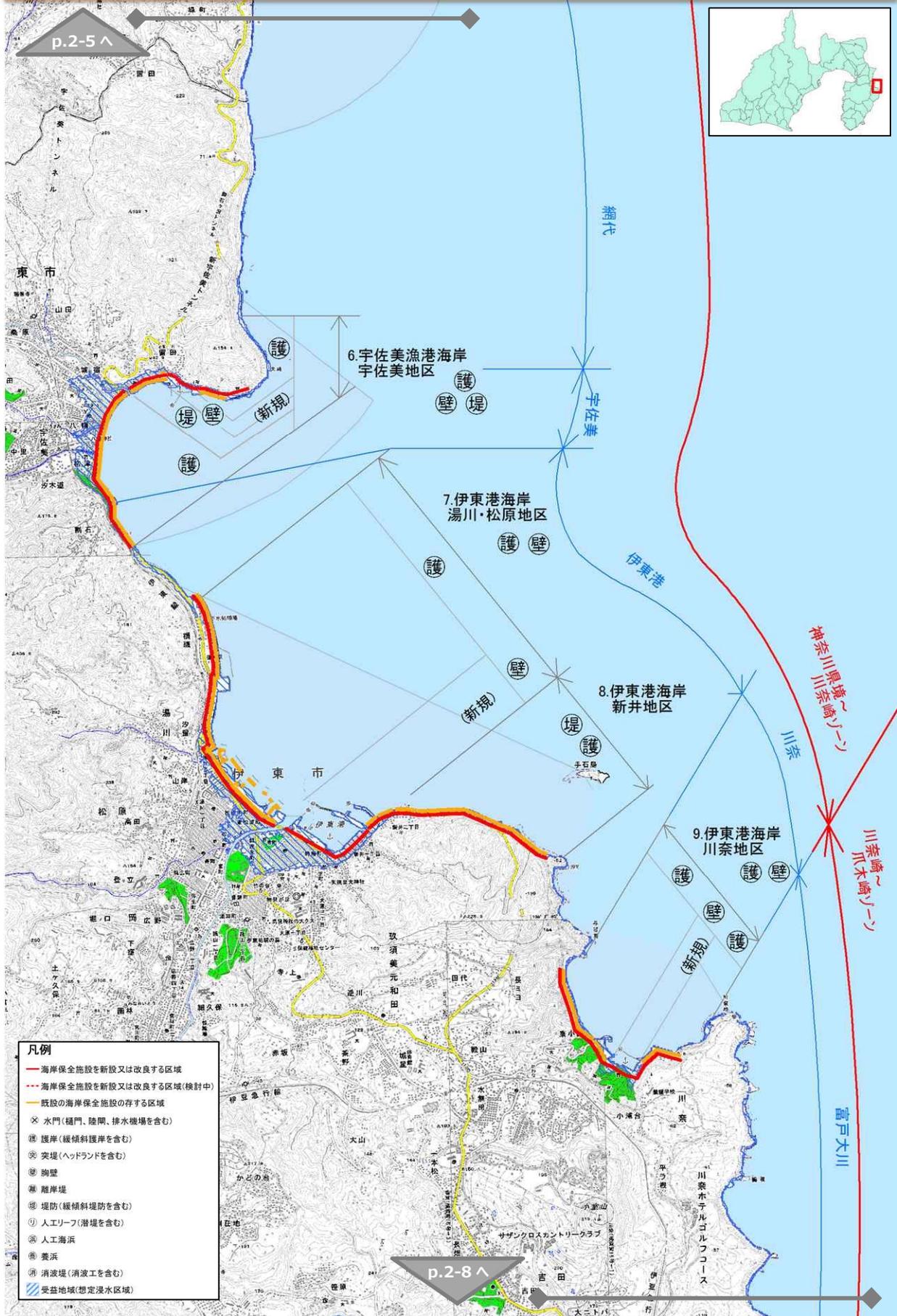
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(神奈川県境～川奈崎ゾーン：海岸 No6～9)

3/13



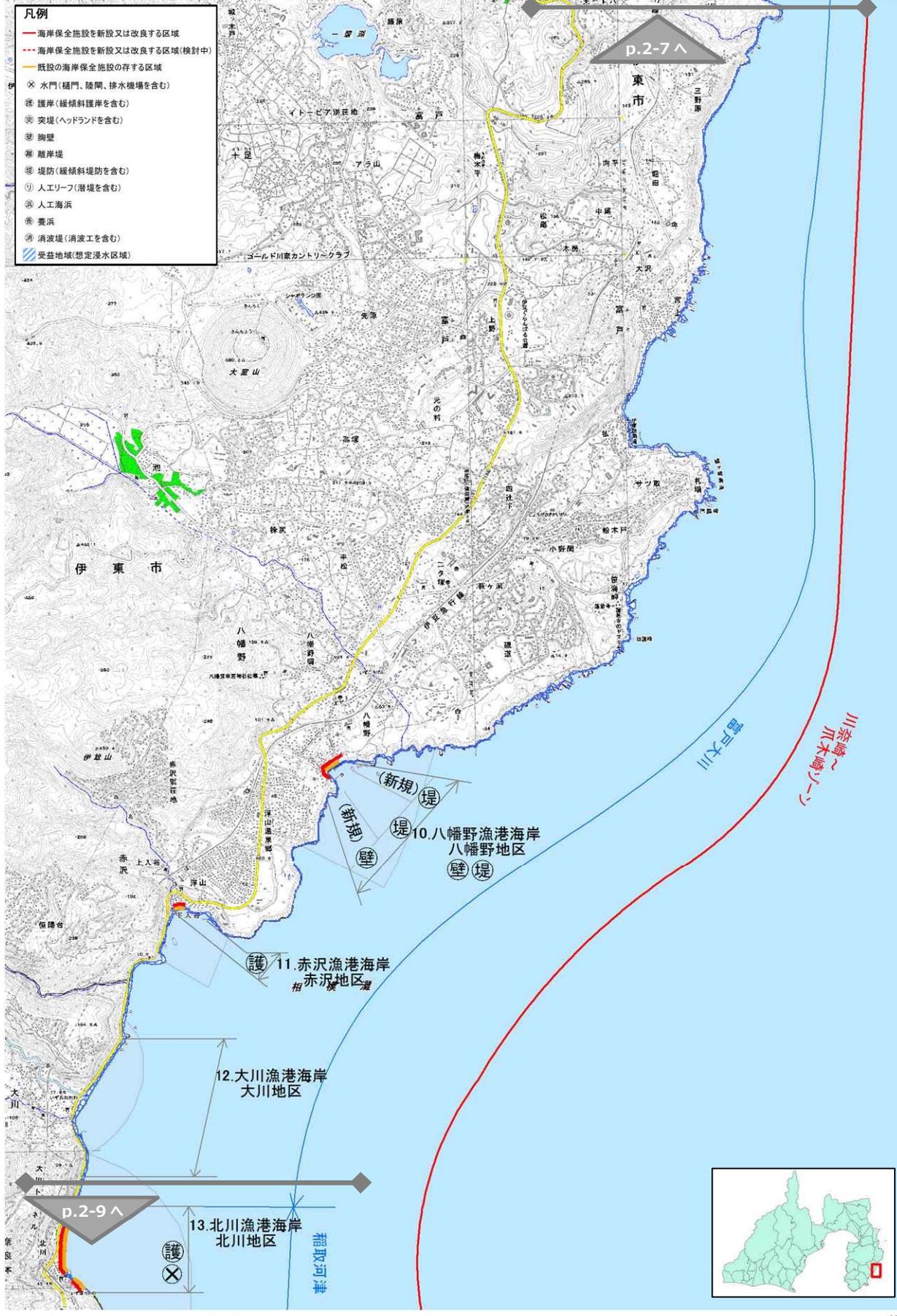
- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊙ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊙ 胸壁
 - ⊙ 離岸堤
 - ⊙ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊙ 人工海浜
 - ⊙ 養浜
 - ⊙ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊙ 受益地域(想定浸水区域)

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

1:50,000 0 1 2km N

伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No10～13)



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊖ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊙ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊕ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(岩場を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊕ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

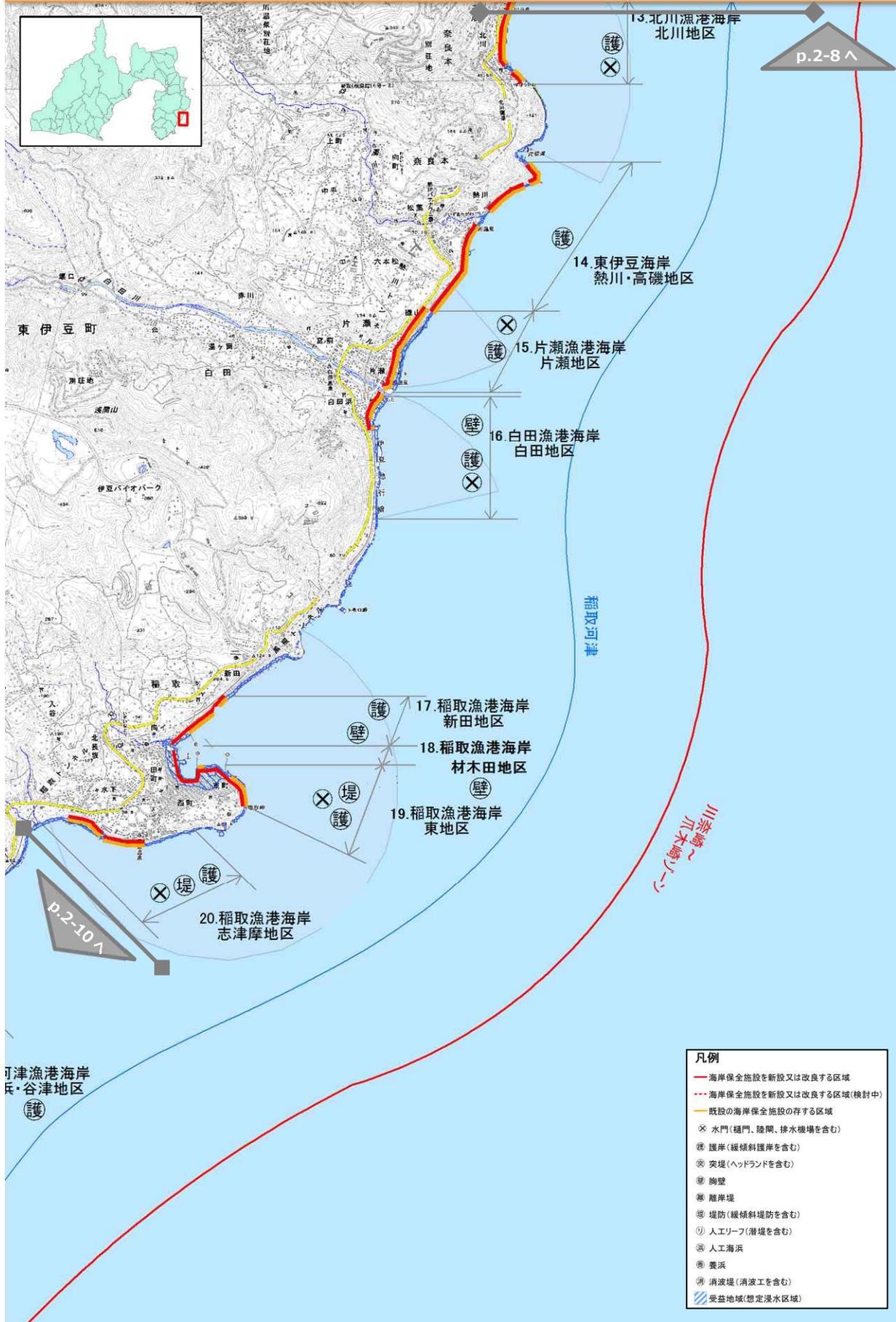
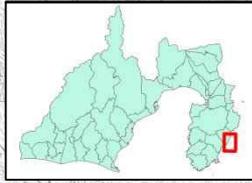
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No14～20)

5/13



p.2-8 ^

p.2-10 ^

凡例

- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
- ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
- ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
- ⊖ 胸壁
- ⊗ 離岸堤
- ⊕ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
- ① 人工リーフ(潜堤を含む)
- ⊙ 人工海浜
- ⊕ 養浜
- ⊕ 消波堤(消波工を含む)
- ⊕ 受益地域(想定浸水区域)

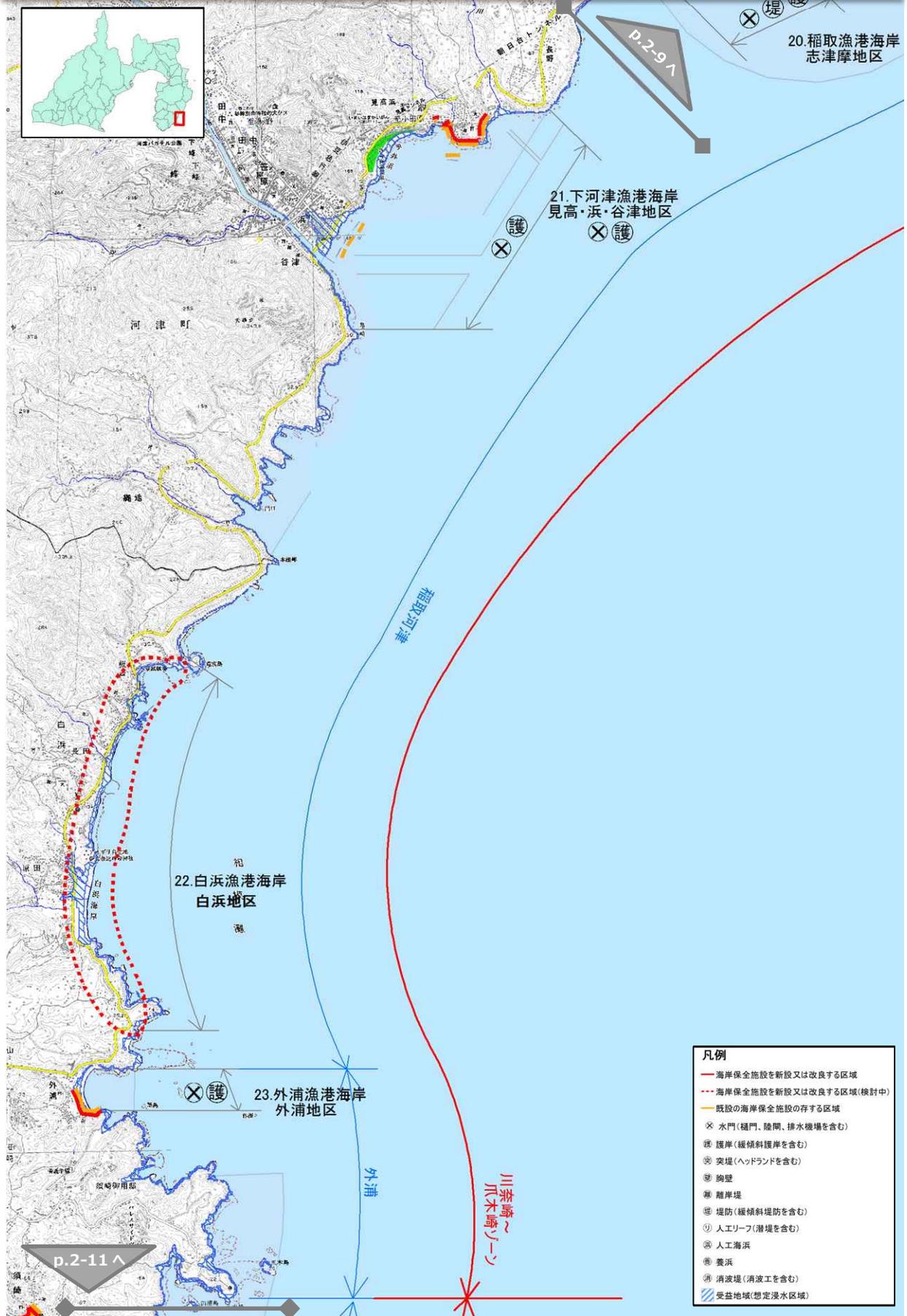
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(川奈崎～爪木崎ゾーン：海岸 No21～23)

6/13



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊗ 離岸堤
 - ⊕ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊗ 人工海浜
 - ⊕ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊕ 受益地域(想定浸水区域)

→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点

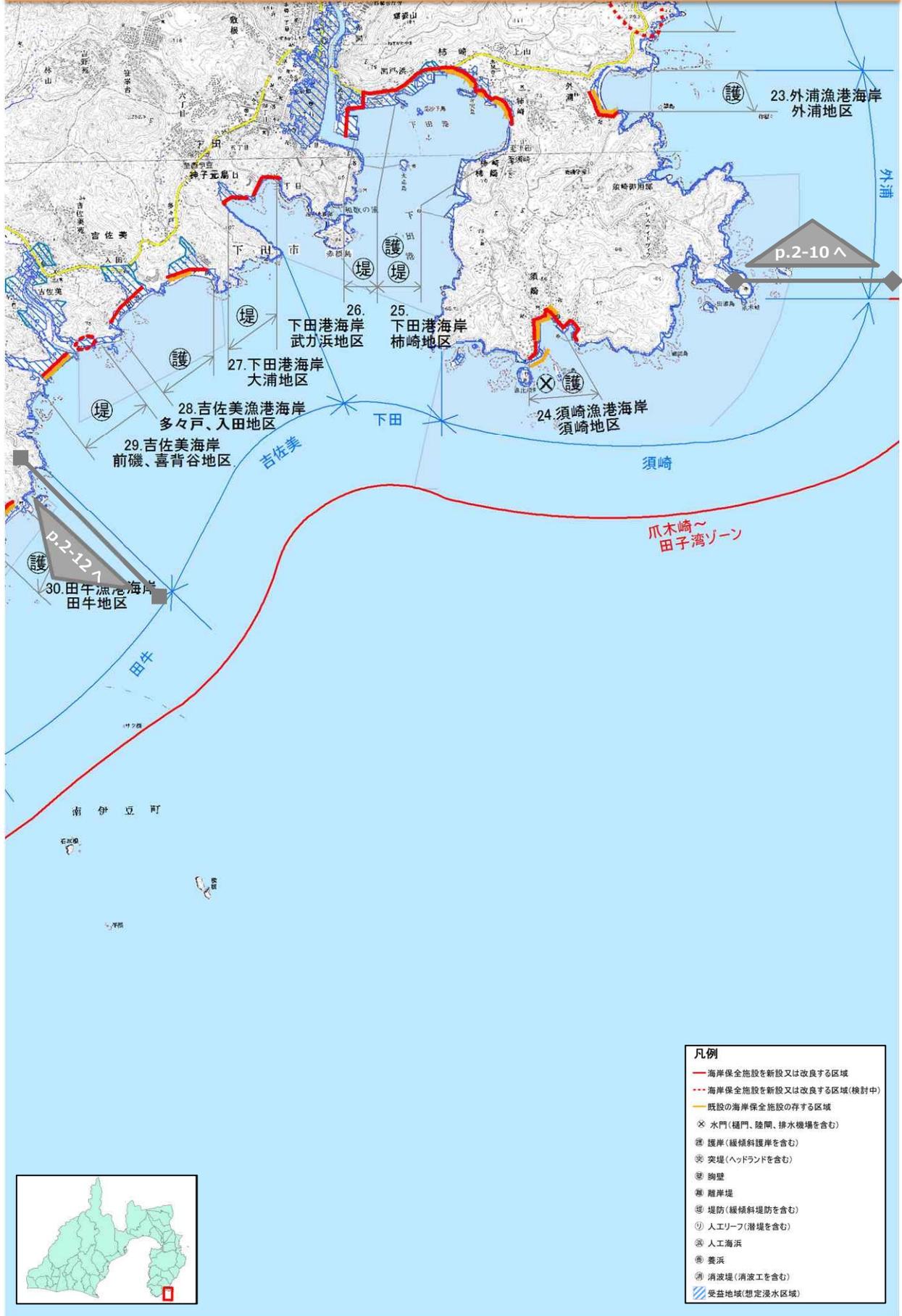
2-10



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No24～29)

7/13



凡例

- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
- - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
- ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
- ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
- ⊖ 胸壁
- ⊖ 離岸堤
- ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
- ① 人工リーフ(潜場を含む)
- ⊖ 人工海浜
- ⊖ 養浜
- ⊖ 消波堤(消波工を含む)
- ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

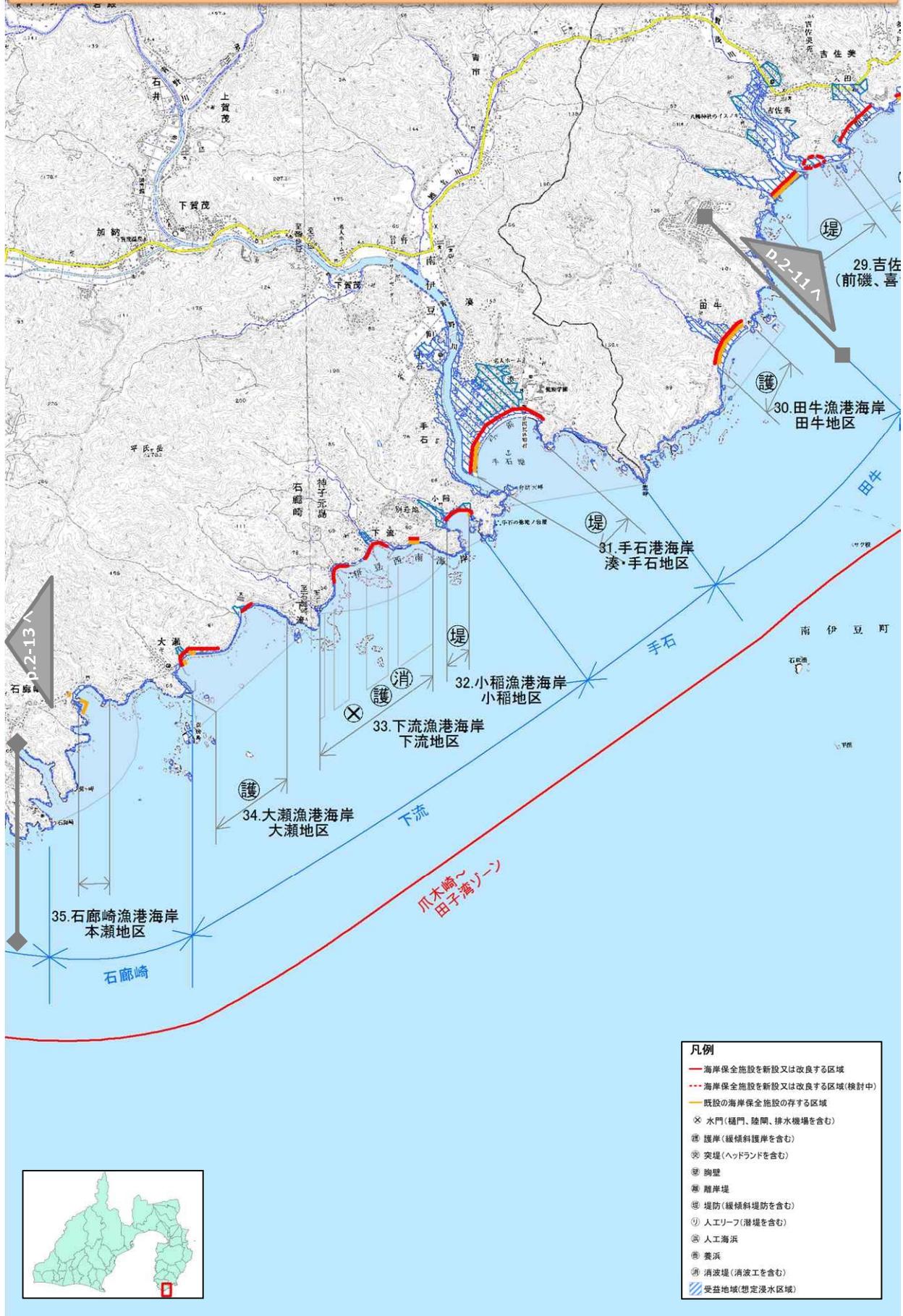
→:ゾーンの起終点 →:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No30～35)

8/13



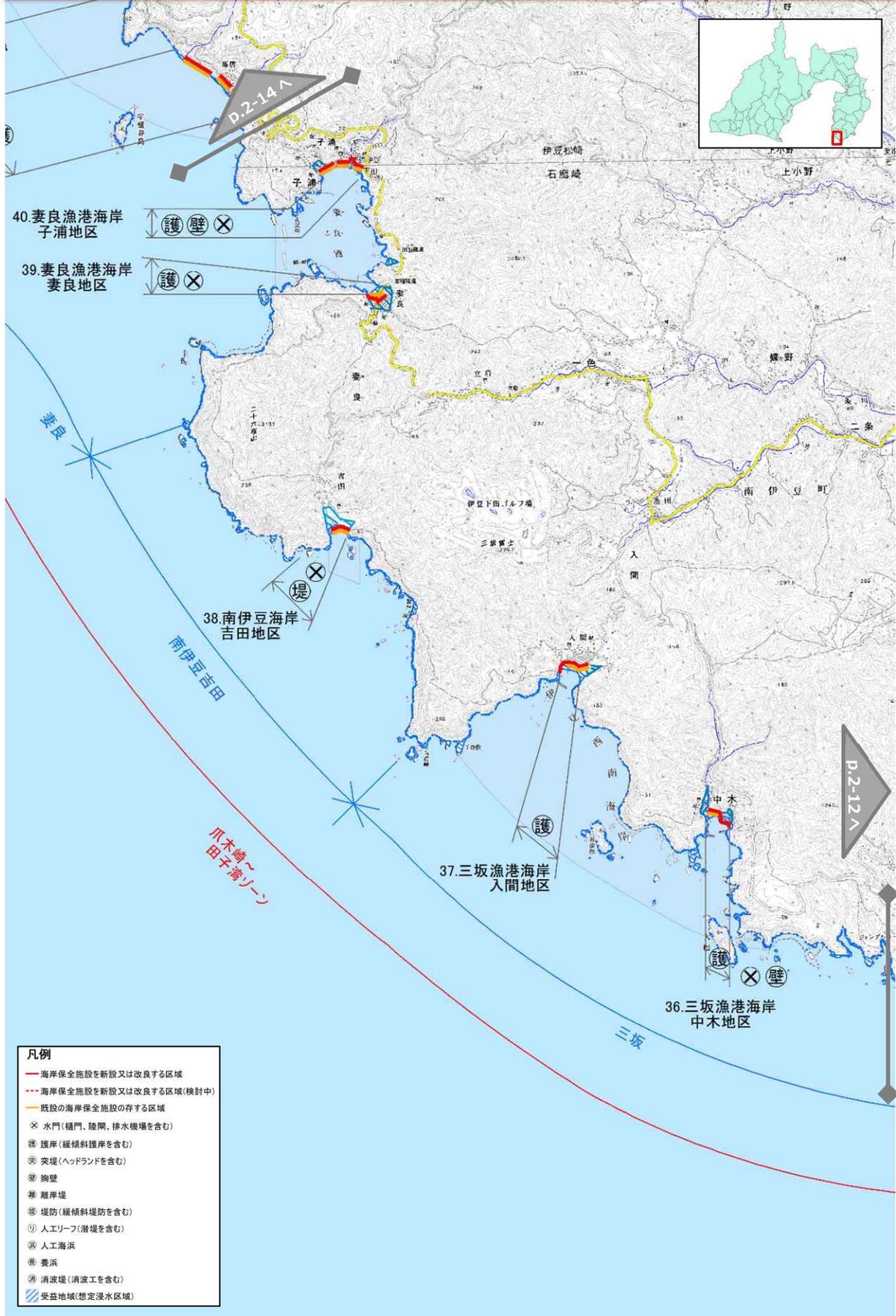
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No36～40)

9/13



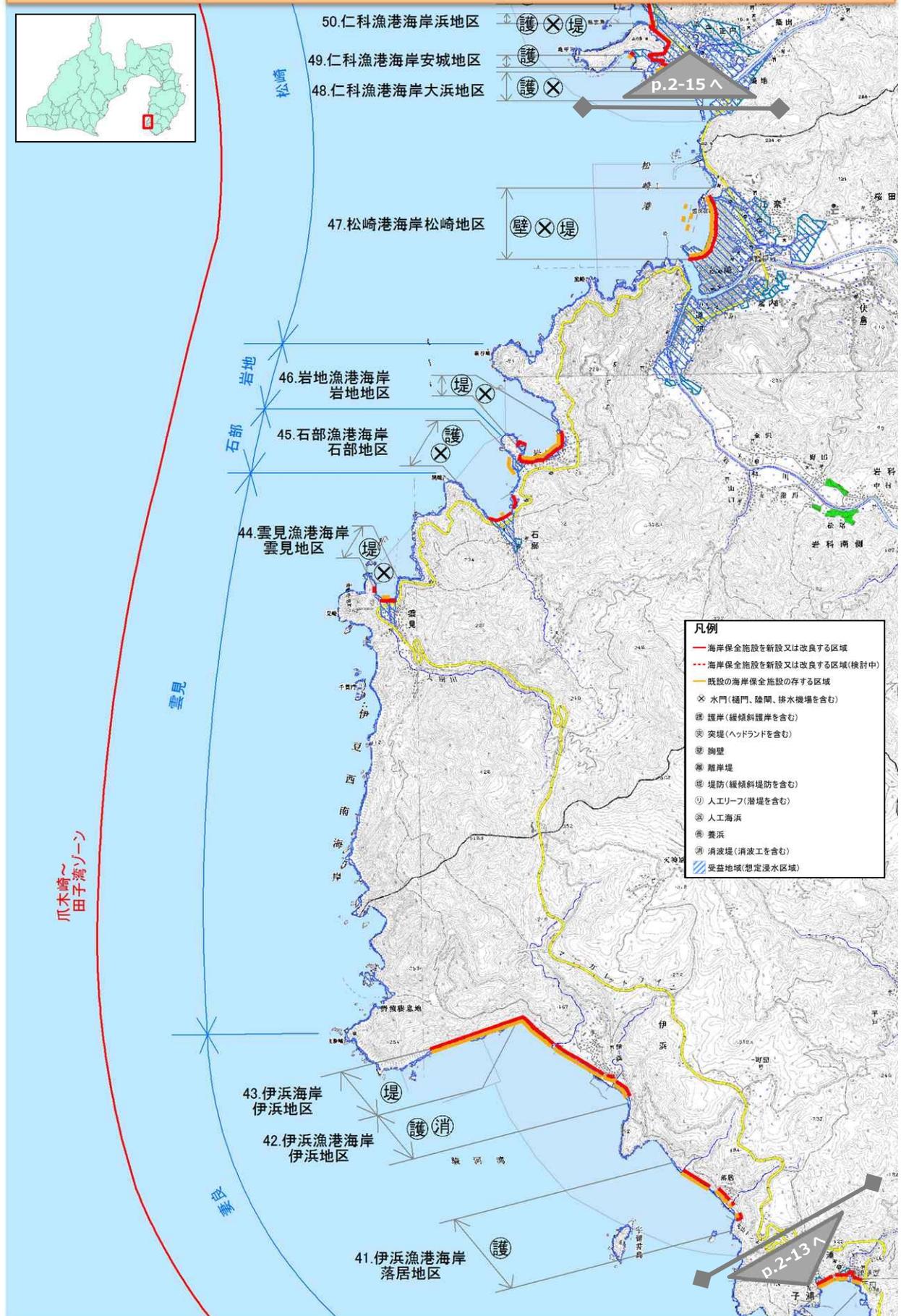
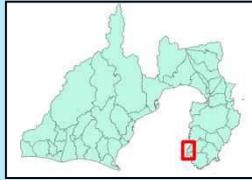
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン：海岸 No41～47)

10/13



- 50.仁科漁港海岸浜地区
- 49.仁科漁港海岸安城地区
- 48.仁科漁港海岸大浜地区

- 47.松崎港海岸松崎地区

- 46.岩地漁港海岸岩地地区

- 45.石部漁港海岸石部地区

- 44.雲見漁港海岸雲見地区

- 43.伊浜海岸伊浜地区

- 42.伊浜漁港海岸伊浜地区

- 41.伊浜漁港海岸落居地区

凡例	
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域
—	海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
—	既設の海岸保全施設の存する区域
⊗	水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
⊕	護岸(緩傾斜護岸を含む)
⊙	突堤(ヘッドランドを含む)
⊖	胸壁
⊗	離岸堤
⊕	堤防(緩傾斜堤防を含む)
①	人工リーフ(潜堤を含む)
⊖	人工海浜
⊕	養浜
⊖	消波堤(消波工を含む)
⊕	受益地域(想定浸水区域)

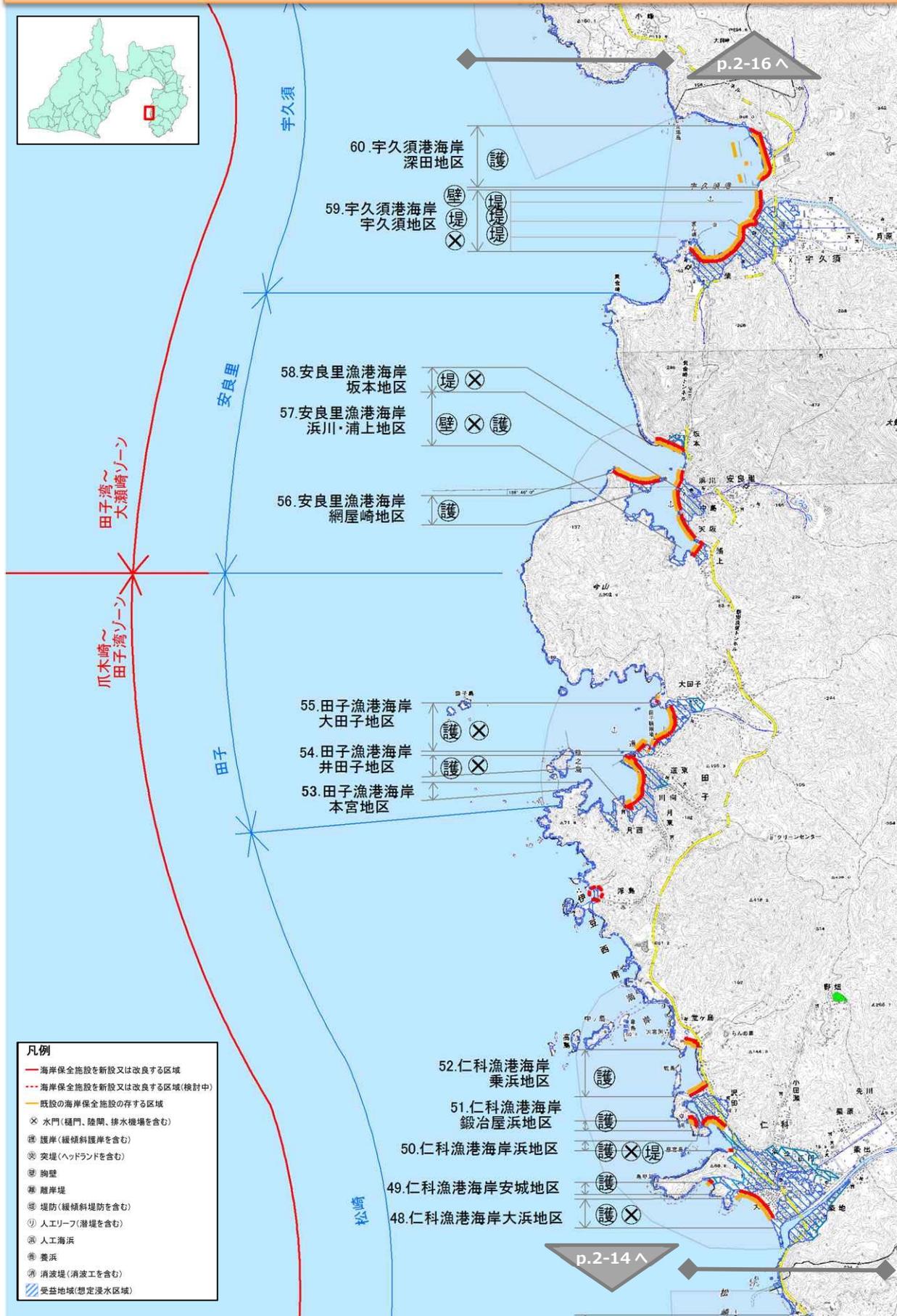
→:ゾーンの起終点 ⇨:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(爪木崎～田子湾ゾーン、田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No48～60)

11/13



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

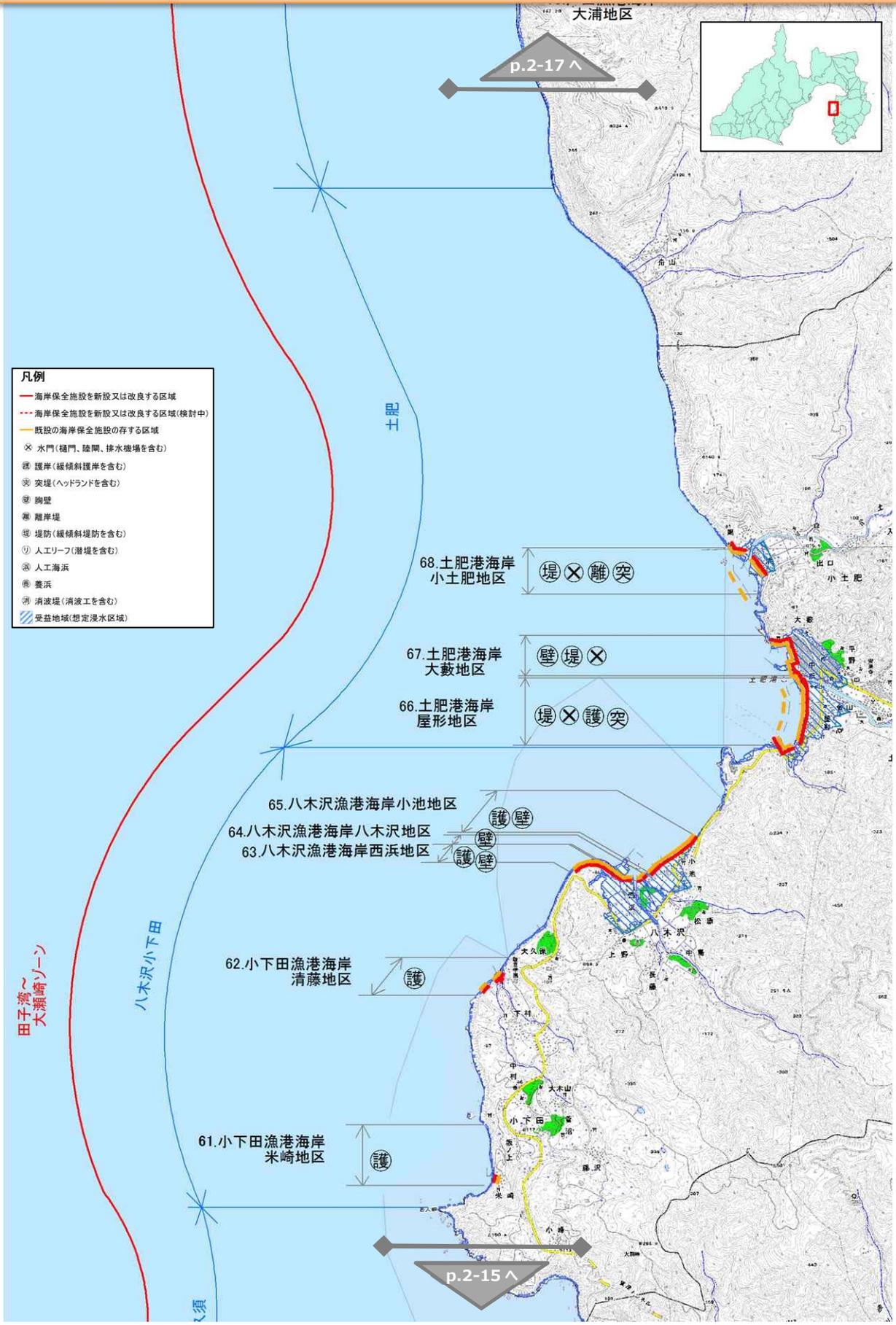
→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



伊豆半島沿岸 整備図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No61～68)

12/13



- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸間、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊖ 離岸堤
 - ⊖ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊖ 人工海浜
 - ⊖ 養浜
 - ⊖ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊖ 受益地域(想定浸水区域)

田子湾～大瀬崎ゾーン

→:ゾーンの起終点 ⇄:地域海岸の起終点

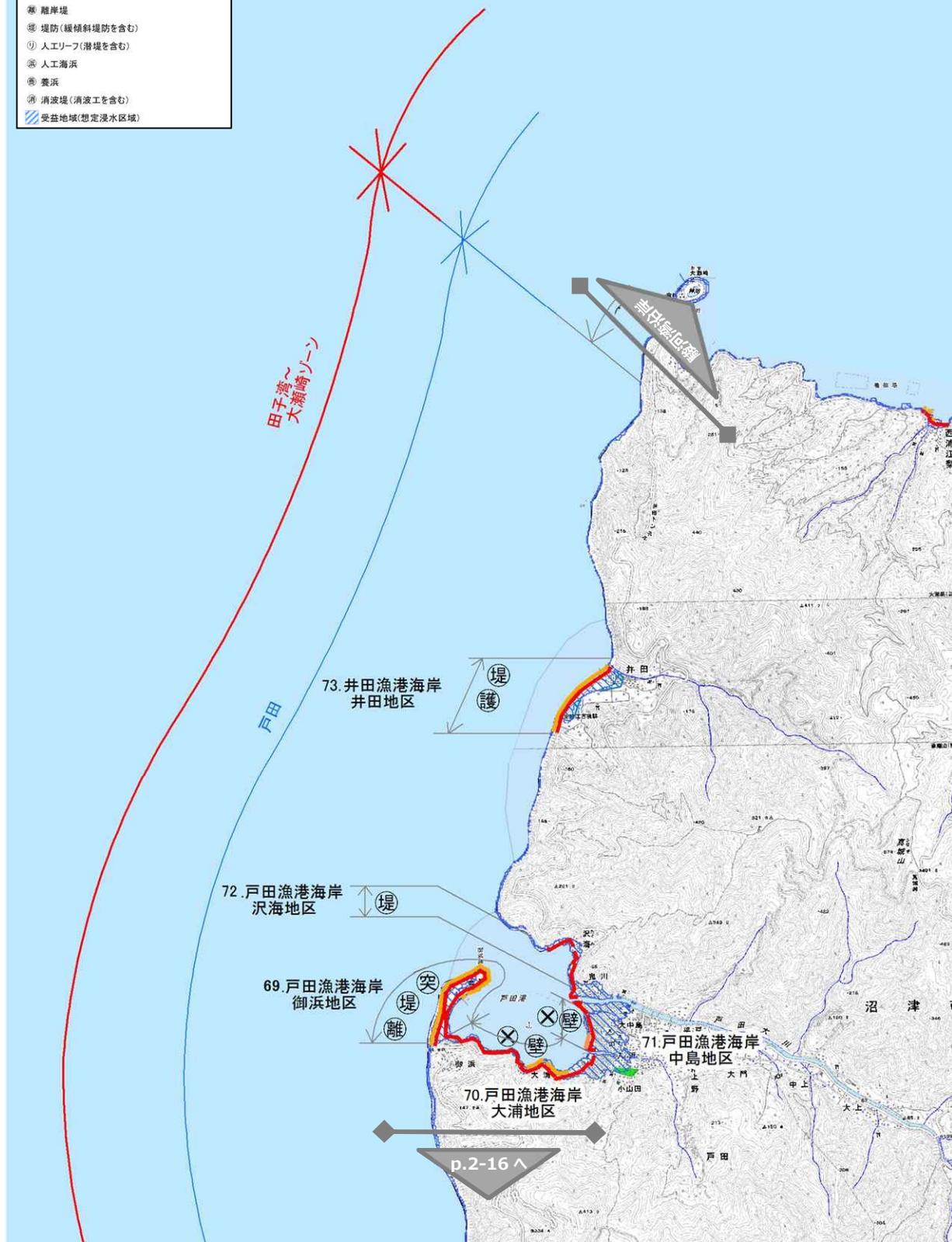


伊豆半島沿岸 整備図

(田子湾～大瀬崎ゾーン：海岸 No69～79)

13/13

- 凡例**
- 海岸保全施設を新設又は改良する区域
 - - - 海岸保全施設を新設又は改良する区域(検討中)
 - 既設の海岸保全施設の存する区域
 - ⊗ 水門(樋門、陸門、排水機場を含む)
 - ⊕ 護岸(緩傾斜護岸を含む)
 - ⊙ 突堤(ヘッドランドを含む)
 - ⊖ 胸壁
 - ⊗ 離岸堤
 - ⊕ 堤防(緩傾斜堤防を含む)
 - ① 人工リーフ(潜堤を含む)
 - ⊗ 人工海浜
 - ⊗ 養浜
 - ⊕ 消波堤(消波工を含む)
 - ⊕ 受益地域(想定浸水区域)



→:ゾーンの起終点 ←:地域海岸の起終点



第2章 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

2.1 維持又は修繕の基本方針

海岸保全施設の維持又は修繕については、各海岸の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、防護・環境・利用の調和に十分配慮し、以下に示す基本的事項について海岸保全施設の存する区域と区域ごとの維持又は修繕内容を定める。

なお、維持修繕内容、維持修繕図は必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

＜維持修繕内容、維持修繕図で示す事項＞

1. 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設の存する区域(維持修繕対象区域)は、海岸保全施設の維持又は修繕の必要性がある区域とする。

2. 海岸保全施設の種類、規模及び配置等

前項で示した維持修繕対象区域毎に、延長、代表堤防高、主な整備施設を示す。

3. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

前項で示した維持修繕対象区域の地域特性や海岸保全施設の種類、構造等を勘案して、巡視・点検の時期や頻度、維持又は修繕の方法について整理した。

備考

・「海岸保全施設」とは

指定された海岸保全区域にある護岸、離岸堤、潜堤、砂浜等、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設

・「代表堤防高」とは

個別箇所の堤防高決定の際の概ねの目安となるもの(50 cm単位で表示)

・「海岸保全区域」の考え方

